

R 4 年度予算概算決定について

令和 4 年 3 月

農林水産省

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

<事業の全体像>

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

多面的機能支払 48,702 (48,652) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

中山間地域等直接支払 26,100 (26,100) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域 (山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,650 (2,450) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロープ



堆肥の施用

中山間地域等直接支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止【令和6年度まで】

＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,900) 百万円

① 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

② 令和4年度の拡充事項
 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地を対象に、
「超急傾斜地棚田加算」を新設。 ※ 下線部は拡充事項

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (200) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- 【対象地域】 中山間地域等
 （地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域）
- 【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
- 【集落協定等に基づく活動】
- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
 - ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10aあたり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 <small>（超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可）</small>	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） <small>（超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可）</small>	14,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保安全管理加算	6,000円 （田・畑）
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	3,000円 （地目にかかわらず）
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

【令和4年度予算概算決定額 9,752（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、農村RMOを目指してむらづくり協議会等が行う実証事業等の取組や協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

<事業目標>

農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区 [令和8年度まで]）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

地域協議会等が作成する**将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援**にかかる**調査、計画作成、実証事業**等の取組を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額】

2. 農村RMO伴走支援体制の構築

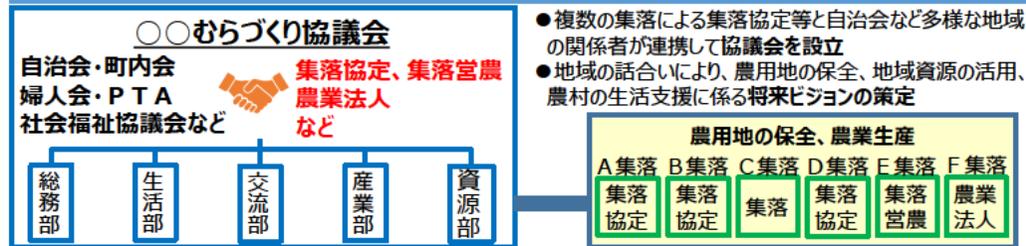
農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成**等を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う**全国プラットフォームの整備**に対して支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO : Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

<事業イメージ>

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援

【支援対象】

- ・調査・分析
- ・計画作成
- ・実証事業 等

【事業対象分野】

農用地保全



農地周辺・林地の草刈り作業

地域資源活用



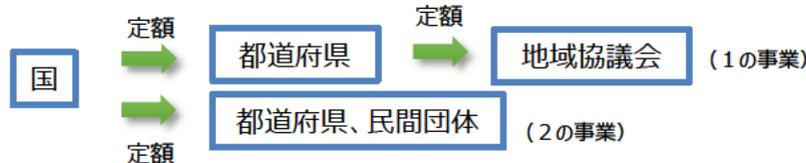
直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

農村RMO伴走支援体制の構築



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

＜対策のポイント＞

地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しするため、**地域ぐるみの話し合い**を通じ、**重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組**を支援し、**土地利用の最適化を推進**します。

＜事業目標＞

地域コミュニティ機能の維持や強化に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区 [令和8年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農地等活用推進事業

市町村や地域協議会等が、**重要な地域資源である農地等を有効活用**するため、**地域ぐるみの話し合い**を通じ、生産基盤や周辺環境を整備するなど、**地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進**します。

- ア 専門家を入れた話し合いや地域の特性を活かした最適土地利用計画等の策定
- イ 水田の畑地化や高収益作物の導入等に係る農地の簡易な整備
- ウ 農業用ハウスや簡易トイレ等農業参入しやすい環境の整備

2. 低コスト土地利用支援事業

市町村や地域協議会等が、**重要な地域資源である農地等を低コストで維持**するため、**粗放的な利用（放牧や環境保全効果が期待される蜜源作物等）によるモデル的な取組**を支援するとともに、食料不足等の有事を想定し、当該農地の生産性や有用性を検証します。

① 粗放的農地利用事業

- ア 専門家を入れた話し合いや粗放的利用に係る最適土地利用計画等の策定
- イ 粗放的利用を行うための農地の刈払いや電気牧柵等条件整備
- ウ 蜜源作物等の種苗費や省力化機器の導入等粗放的利用の実証
- エ 保全すべき農地周辺部における鳥獣緩衝帯機能を有する計画的な植林等

② 生産性検証（食料自給力確保）事業

- ア 専門家を入れた有事を想定した安定的な食料生産の実証計画の策定
- イ 食料生産の実証及び実証に必要な農地の簡易な整備

農村における多様な土地利用方策の取組支援



【専門家を入れた話し合い】



【土地利用計画、整備計画の策定】



【農地の簡易な整備】



【蜜源作物の取組】



【放牧の取組】



【高収益作物の導入】



【生産性の検証】



【鳥獣緩衝帯機能を有する植林】

＜事業の流れ＞

1/2、定額等

※下線部は拡充内容



地域コミュニティ機能の維持・強化、農山漁村の活性化・自立化